

2018年図書館にまつわるトピック

# 著作権法の改正と マラケシュ条約の締結

2018年11月6日

日本図書館協会著作権委員会



利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)



このパンフレットは、クリエイティブ・コモンズ 表示-改変禁止 4.0 国際 (CC BY-ND 4.0) ライセンス の下に提供されています。

# 2019年著作権法改正について

「著作権法の一部を改正する法律」が、第196回通常国会において、2018年5月18日に成立し、同年5月25日に平成30年法律第30号として公布された。本法律は、下記の「2」の規定を除いて、2019年1月1日に施行される。

## 改正の概要

- ◆新たな著作権の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を要する範囲を見直し、著作物の利用をより円滑に行えるようになる。柱は次の4つである。

### 1. IoT時代に伴う「柔軟」な権利制限規定の整備

(第30条の4, 第47条の4, 第47条の5等関係)

- ・著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等（例えば、所在検索サービスや情報解析サービス等）のための著作物の利用について、許諾なく行えるようになる。
- ・例えば、図書館でいえば、蔵書データベース検索結果を表示する際に、所蔵資料の本文をテキスト化したものを数行表示するような著作物の利用についても、許諾なく行えるようになる。

### 2. 著作物の授業に関する配信利用の拡張 (第35条等関係)

- ・ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようになる。2021年5月24日までの間で、政令で定める日までに施行される。

### 3. 障害者の情報アクセス機会の充実 (第37条関係)

### 4. アーカイブの利用促進 (第31条, 第47条, 第67条等関係)

特に図書館実務に関係する内容は、3と4である。  
これらについては、次で解説する。

## 著作権法の改正等に伴う、図書館実務での変化

### ★障害者の情報アクセス機会の充実★

先だってマラケシュ条約の締結の国会承認手続きが完了し、それを受けて著作権法の改正がなされた。改善点は、次の3つである。

1. 著作権法 37 条 3 項（視覚障害者等のための複製等）の対象者について、視覚障害者や発達障害等に加えて、肢体不自由等も含め、障害によって読むことが困難な者が広く対象となった。しかし、図書館の実務で広く用いられている「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（2010 年 2 月 18 日に策定）において、すでにこれらの者が含まれているため、現状はほぼ変わらない。法律上の根拠が生まれたことにより、機運がより高まることが期待できる。
2. 法 37 条 3 項により、図書館等が、DAISY データ等のコンテンツを、電子メールで視覚障害者等に送信できるようになる。インターネットを駆使し、特定のページに進んで、コンテンツを利用するのが難しい利用者も少なくなかった。今後は、必要に応じて電子メールでコンテンツを送ることで、サービスを利用するハードルが下がり、今まで敬遠していた利用者にもサービスを届けられる。
3. 法 37 条 3 項により複製等ができる主体は、図書館等であったが、今後は一定の条件を具備したボランティアグループも含まれる方向である。この「一定の条件」の中身については、2019 年 1 月 1 日に施行予定の著作権法施行令の一部改正により、定められる予定である。

## ★アーカイブの利用促進★

アーカイブの利用促進も大幅に改善された。次の 2 つである。ただし、著作権法改正とは別に、保護期間延長が進められており、留意を要する。

1. 所蔵資料等のデジタルアーカイブの構築をするときに、著作権者の許諾を得るか、著作物の著作権保護期間が満了している必要がある。しかし、古い資料等では、著作権者が分からなかったり、連絡がつかなかったりすることがしばしばある。探しても見つからない場合に、文化庁長官裁定制度を用いて、著作物を利用することができる（例えば、デジタルアーカイブ構築も）。現在では、利用に係る補償金を事前に供託する必要があるが、今後は国や地方公共団体等については、著作権者が見つかった時点で事後的に支払えばよいこととなる。負担が大幅に緩和されるため、より裁定制度の利用が進むと思われる。
2. 国立国会図書館が、運営する「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を用いて、外国の図書館にもコンテンツ（絶版等資料）を送信できるようになる。外国における日本研究の発展が期待できる。今後実施に向けて準備がなされる。



### 著作権の保護期間が 70 年へ

保護期間を 70 年に延長する規定を含む「TPP11」が、2018 年 12 月 30 日をもって発効される。図書館にとって、保護期間が 70 年に延長される負の影響は相当である。コピー・デジタルアーカイブにおいて注意を要する。なお、施行日の時点で消滅している著作権は復活しない（保護の不遡及）。

公益社団法人 日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

※本法人へのお問い合わせは、ホームページのお問い合わせよりご連絡ください。

★本法人ホームページはこちら>

